

ID: 152

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	長門市農業研修所条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第122号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し) 第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは施設からの退去を命じることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 (3) 市長又は管理者の指示に従わないとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。</p> <p>3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日